

施設使用料の改定について（お知らせ）

本市では、第3次小矢部市行財政改革実施計画の取組項目である「受益者負担の適正化」に基づき、公共施設の使用料を見直しました。

「使用料は公共施設の使用の対価である」という考えのもと、算定方法の明確化や、受益者負担（使用料）と公費負担（市税等）の負担割合の公平性を図ることを目的として、使用料の見直しを行うものです。

今回の見直しによる改定後の使用料は、次のとおりです。

引き続き、公共施設のサービス向上に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《小矢部市立北蟹谷スポーツセンター》

【改定後】

区分		基本使用料（1時間当たり）
大会	有料の場合	2,250 円
	無料の場合	440 円
練習		230 円

備考

- 1 この表において「有料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収する場合をいい、「無料」とは、大会、試合等において使用者が入場者から入場料を徴収しない場合をいう。
- 2 開設の時間以外の時間に教育委員会の承認を受けて使用する場合の当該時間に係る使用料は、この表に定める額に、その30パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 前項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 使用時間の短縮による使用料の減額を行わない。
- 5 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

●改定時期

令和5年10月1日

問い合わせ先：小矢部市教育委員会文化スポーツ課
電話番号 0766-67-1760

